

令和4年度 第3回  
田川市国民健康保険運営協議会  
会 議 資 料

開催日時：令和4年12月22日（木）午後6時00分

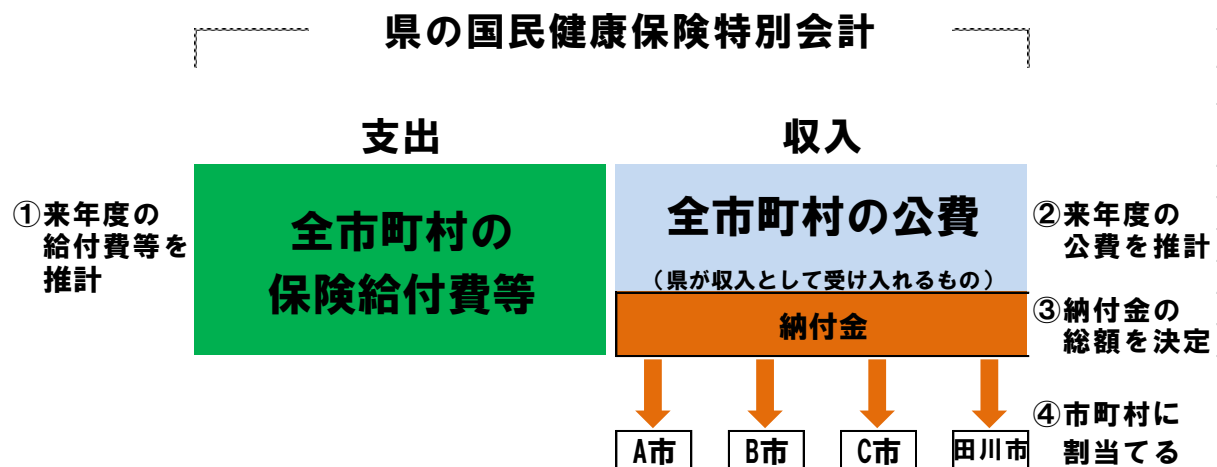
場 所：田川市役所1階 大会議室

# 1. 納付金算定の仕組み

## 1. 納付金算定の流れ

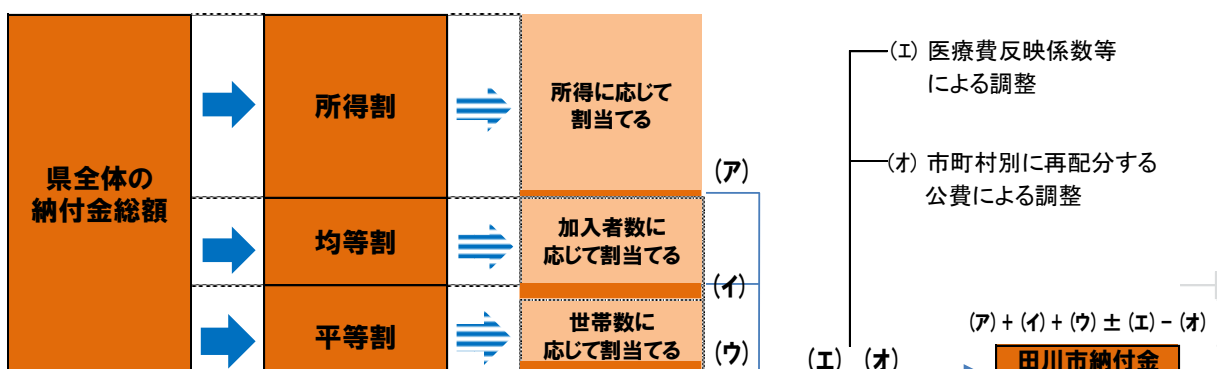
国民健康保険事業費納付金は、県内の保険給付費（医療費）等の負担を構成市町村で分かち合う「割当金」です。納付金の算定は県が行います。県は、来年度の納付額を前年度中に市町村に通知します。市町村の納付金額は、以下のように決まります。

- ① 県が来年度の県全体（全市町村）の給付費等を推計します
- ② 県が来年度の県全体の公費（国から入る補助金等）を推計します
- ③ ①と②の差額が納付金の総額になります
- ④ 田川市の納付金の割当てが決まります



⇒ ④の割当ての算定方法は、以下のとおりです。

- (1) 総額が決まる
- (2) 税区分に金額を割振る
- (3) 市町村に金額を割当てする
- (4) 調整後、納付金額が決まる



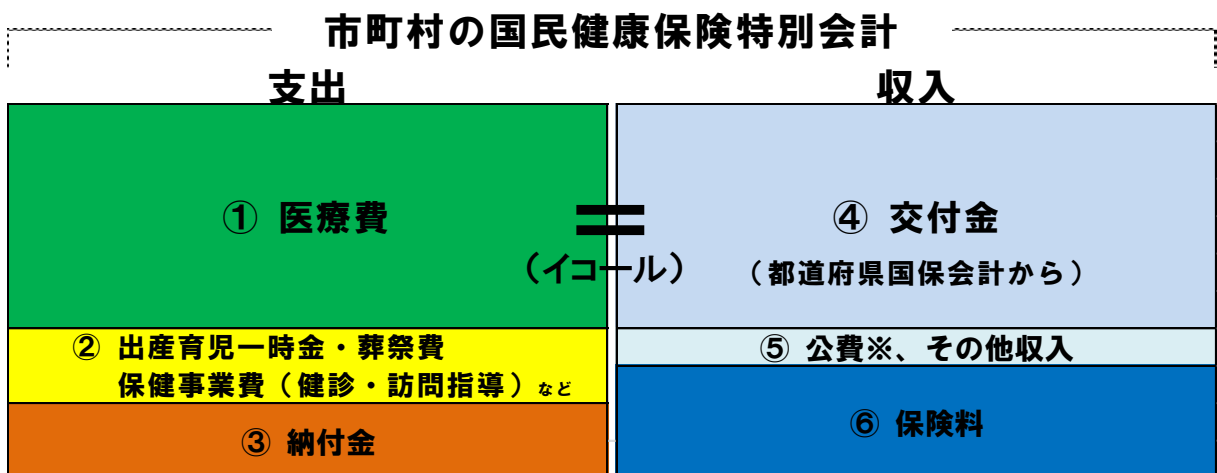
※(3) はそれぞれの区分ごとに、各市町村が県内に占める割合から算出されます。田川市の所得が県内の1%なら、(2)の所得割の1%を納付金として納めます。

※(イ)の調整により、市町村ごとの医療費水準（高低）を納付金に反映させます。田川市は医療費が高いため調整により負担が増えます。

## 2. 標準保険料率の提示

県は納付金の算定結果を市町村に示す際に、あわせて「標準保険料率」を提示してきます。この標準保険料率は、当該市町村が納付金を納めるために必要な保険料率を、県が試算したものです。

試算は、当該市町村の国保特別会計の情報から行います（下図参照）。①と④はイコールの関係が保たれるため、税率設定には関係ありません。支出の②③に対して、収入の⑤⑥で均衡を保てるように⑥の保険料が設定されます。その算定式は以下のとおりです。



### 【標準保険料の算定式】

$$\left[ \begin{array}{c} \text{(ア)} \\ \text{出産・葬祭} \\ \text{保健事業} \\ \text{(上図②)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{(イ)} \\ \text{納付金額} \\ \text{(上図③)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(ウ)} \\ \text{公費等} \\ \text{(上図⑤)} \end{array} \right] \div \begin{array}{c} \text{(エ)} \\ \text{保険料の} \\ \text{標準的な} \\ \text{収納率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(オ)} \\ \text{保険料} \\ \text{賦課総額} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{(カ)} \\ \text{所得総額} \\ \text{加入者数} \\ \text{世帯数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{(キ)} \\ \text{所得割} \\ \text{均等割} \\ \text{平等割} \end{array} \quad \text{(標準保険料率)}$$

保険料で確保すべき金額 (A)

- (1) 支出である(ア)と(イ)から、収入である(ウ)を差し引いた金額が、保険料で確保すべき額(A)
- (2) 保険料の収納率が100%ではないので、収納率(エ)で割り戻した額が、保険料賦課総額(オ)
- (3) 賦課総額を、その市町村の「所得総額」「加入者数」「世帯数」(カ)に応じて、「所得割」「均等割」「平等割」に割り振り、標準保険料率(キ)を決めます。

Q. 標準保険料率に従わなければいけないか？

A.

- (1) 標準保険料率は、県が一定の計算ルールに従って算出した目安の数値である。
- (2) 実際に使用する税率は、市町村が独自に設定する率でも構わない。
- (3) 将来的なことも含めて市町村が判断することになる。

## 2. 納付金の仮算定結果

### 1. 県全体予算（保険財政）の内訳

本年11月末に、納付金の仮算定結果とその算定根拠が県から示されました。

1ページで説明したとおり、市町村納付金は、来年度の県全体予算（歳出・歳入）推計から算出されます。その内訳は以下のとおりです。

【仮算定結果 県全体内訳】

支出		収入	
科目	金額 (前年比)	科目	金額 (前年比)
保険給付費 [医療費等]	3,550億円 (+18億円、+0.5%)	前期高齢者交付金	1,409億円 (+74億円、+5.5%)
後期高齢者支援金等	690億円 (+62億円、+9.9%)	定率国庫負担金	918億円 (+0億円、+0%)
介護納付金	227億円 (△10億円、△4.2%)	国普通調整交付金	353億円 (△39億円、+9.9%)
その他 [予備費等]	19億円 (+3億円、+18.8%)	県繰入金	224億円 (+0億円、+0%)
合計	4,486億円 (+73億円、+1.7%)	高額医療費負担金等	102億円 (+14億円、+15.9%)
		保険者努力支援制度	26億円 (+0億円、+0%)
		その他 [暫定措置]	19億円 (△1億円、△5.0%)
		国保事業納付金	1,435億円 (+26億円、+1.8%)
		合計	4,486億円 (+73億円、+1.7%)

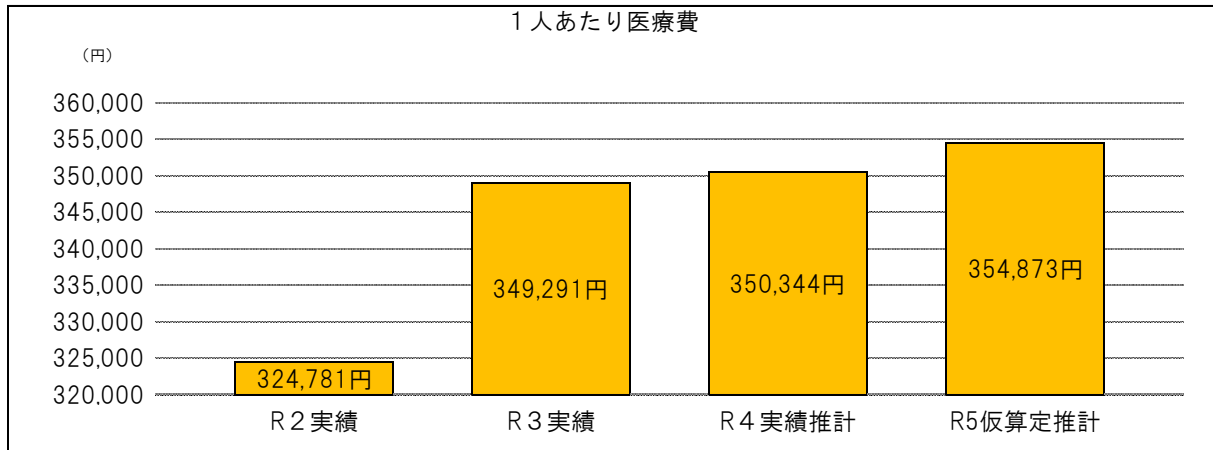
【Point】

- 1 後期高齢者への移行者（75歳到達者）の増加により、74歳以下が負担する後期高齢者支援金が前年度比9.9%の増加
- 2 保険給付費（医療費）、介護納付金等を加えた支出合計では、前年度比で1.7%の増加
- 3 県内市町村が負担する国保事業納付金は、支出合計から交付金等を差し引いた残りとなりますが、支出合計の伸びに連動して1.8%の増加

## 2. 県全体の一人当たり医療費の推移

保険給付費（医療費）納付金は、県内の一人当たり医療費の推計値から算出されます。すなわち一人当たり医療費の推計値が納付金の増減の根拠となっています。

令和4年度までの実績と令和5年度の推計値は、以下のとおりです。令和2年度はコロナ禍による受診控えにより大幅に実績が下がりましたが、その反動で、令和3年度及び令和4年度（9月診療まで）は、高い水準で推移を続けています。



### ▼令和5年度推計に関する県の考え

令和5年度納付金算定における保険給付費の推計に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による保険給付費の高い状態が今後も継続することを想定する必要があり、保険給付費等交付金の財源不足に陥ることのないよう、最も安全性の高い推計方法を採用することとする。⇒ 上記推計値を採用

### ▼本算定について

仮算定結果は、仮係数（仮算定用の係数）を用いて計算したもので、不確定要素を含めた予算編成上の参考値という位置づけです。納付金は、年明けに通知がある本算定結果で確定します。本算定では、国から示される確定係数（本算定用の係数）により、医療費等の推計値が修正されます。⇒ 例年、納付金額に変動あり

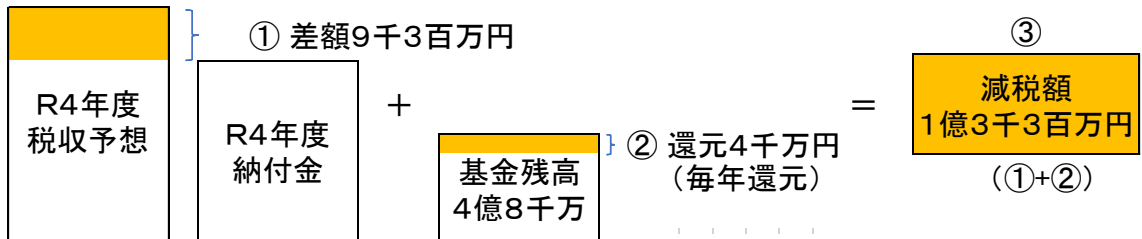
## 3. 田川市の納付金算定結果（仮算定について）

別冊「令和5年度納付分 国民健康保険事業費納付金、標準保険料率 算定結果資料（仮算定情報）」を参照。

# 3. 税率の検討について

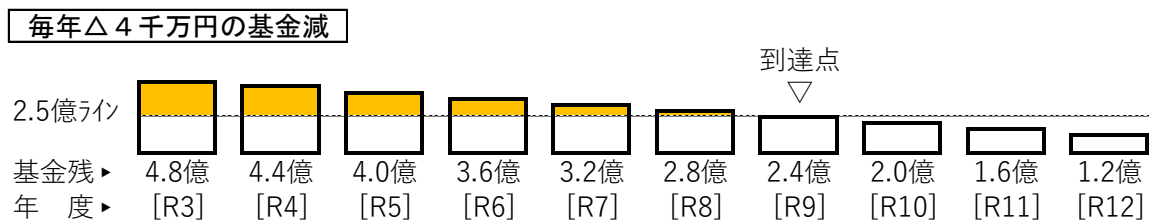
## 1. 昨年度の改正内容と見通し

### 1 減税方法



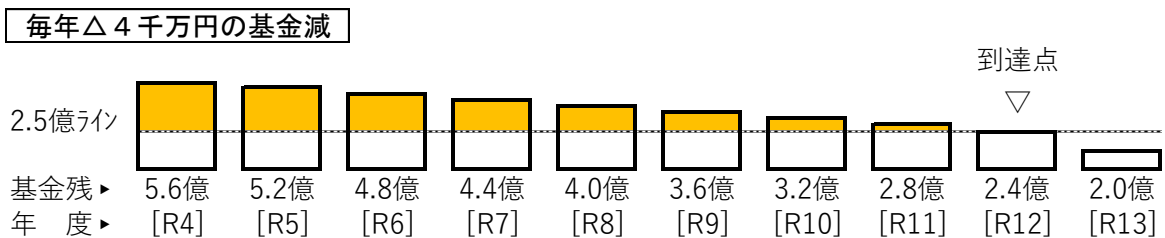
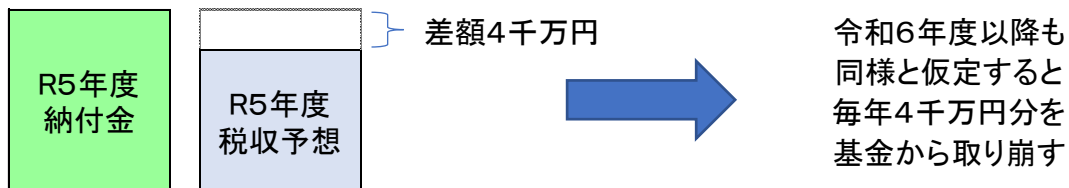
### 2 基金の推移(想定)

基金が毎年4千万円減り、5～6年で2億5千万円に達すると想定した。



### 3 令和3年度決算後の見通し(基金積み増しによる予想の修正)

- 令和3年度決算の黒字で基金が約8千8百万円増え、残高が約5億6千万円となった。
- 令和5年度納付金と税収の差額が4千万円のままと仮定(6年度以降もそのまま)



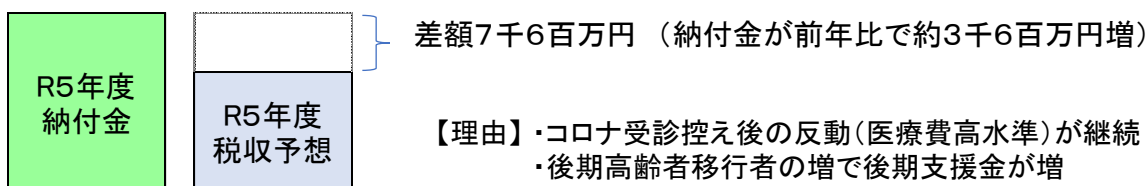
#### 【税率検討の視点】

令和4年度の大規模減税で還元ペースは作ったが、還元よるに目標到達年度(予想)が伸びた。基金が積み増された分を、還元に乗せすべきかどうか検討する余地がある。

## 2. 令和5年度改正の検討

### 1 納付金仮算定結果

[令和5年度の仮算定結果]

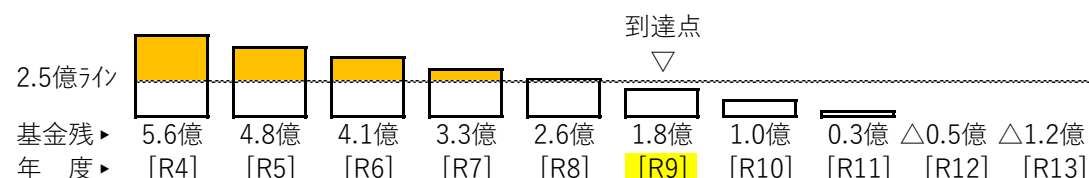


⇒ 1月の本算定で差額は変わる可能性がある

### 2 令和5年度以降の見通しと税率改正(案)

1月の本算定結果を、以下の3パターンで想定し、還元による目標到達年度（令和9年度）を基準点として、減税の有無を判断してはどうか。

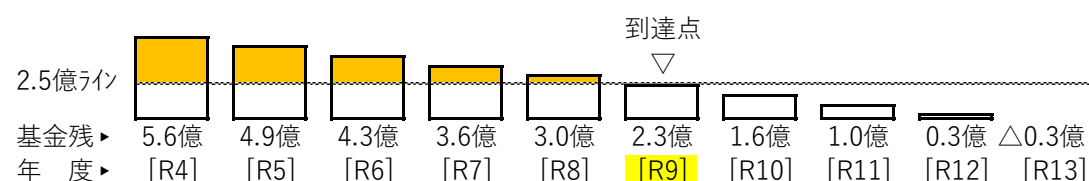
【パターン1】差額が7千6百万円（仮算定と同等）以上の場合



【見通し】毎年7千6百万円基金減 ⇒ 令和9年度に目標到達（予定どおり）

【判断】減税見送り

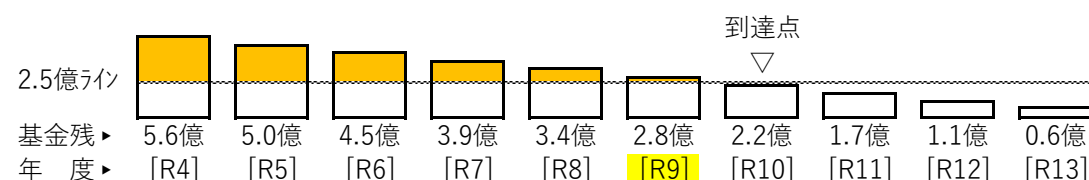
【パターン2】差額が6千6百万円程度（仮算定から1千万円減）の場合



【見通し】毎年6千6百万円基金減 ⇒ 令和9年度に目標到達（予定どおり）

【判断】1千万円程度減税

【パターン3】差額が5千6百万円以下（仮算定から2千万円減）の場合



【見通し】毎年5千6百万円基金減 ⇒ 令和10年度に目標到達（1年延長）

【判断】1千万円～1千8百万円程度減税

※減税額の上限は、今回基金を積み増した額を還元予定の5年で除した額としたい。

⇒ 8千8百万円（基金積増額）÷ 5年（還元年数）≒ 1千8百万円（減税上限）

### 3. 税率設定の手順

本算定結果により、仮に減税する案を作成する場合、どのように減税するかをお示します。  
 ※ 1千万円減税で例示。以下、表の数値は見やすいよう仮の数値を使用しています。

Q 1. 1千万円減税とは？

A 1. 賦課総額（課税総額のこと）を1千万円引き下げることを行う。

課税区分	現行税率	改正税率	差引
(7) 医療分賦課額	560,000,000	555,000,000	△ 5,000,000円
(4) 支援分賦課額	270,000,000	267,000,000	△ 3,000,000円
(ウ) 介護分賦課額	80,000,000	78,000,000	△ 2,000,000円
(7) + (4) + (ウ) 合計	910,000,000	900,000,000	△ 10,000,000円

Q 2. 「医療分」「支援分」「介護分」のうち、どの課税区分から下げるのか？（順番は？）

A 2. 県標準税率の配分に近づくように調整する（将来の均一化を見据えて調整）

(現実の配分)		(理想の配分)	(1千万円減税)	(1千万円増税)
課税区分	現行税率	県標準税率	改正税率	改正税率
(7) 医療分	560,000,000	580,000,000	560,000,000	570,000,000
(4) 支援分	270,000,000	250,000,000	260,000,000	250,000,000
(ウ) 介護分	80,000,000	80,000,000	80,000,000	80,000,000
合計	910,000,000	910,000,000	900,000,000	900,000,000

Q 3. 税率（所得割、均等割、平等割）に、どのように反映させるのか？

A 3. 所得割、均等割、平等割のバランスを変えないように配分（税率を調整）する。

(介護分を1千万円引き下げる例)

8千万円			7千万円		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
対象 ▶ 所得10億円	1万人	8千世帯	対象 ▶ 所得10億円	1万人	8千世帯
税率 ▶ 4%	2,400円	2,000円	税率 ▶ 3.5%	2,100円	1,750円
税額 ▶ 4千万円	2.4千万円	1.6千万円	税額 ▶ 3.5千万円	2.1千万円	1.4千万円
50%	30%	20%	50%	30%	20%

※ 所得割＝「応能割」、均等割＋平等割＝「応益割」と呼びます。上図のバランス（50：30：20）は、説明を簡略化するための数値であり、実際の割合とは異なります。